

第 81 期 中 間 決 算 公 告

平成28年12月29日

大阪市中央区今橋2丁目5番8号
株式会社 大正銀行
取締役頭取 吉田 雅昭

中 間 貸 借 対 照 表 (平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	59,058	預借	435,820
有価証券	41,279	借入金	23,900
貸出	374,594	その他の負債	1,840
その他の資産	562	未払法人税等	43
リース投資資産	-	リース債	4
その他の資産	562	資産除去債務	112
有形固定資産	2,761	その他の負債	1,680
無形固定資産	3,793	賞与引当金	210
前払年金費用	453	役員賞与引当金	8
繰延税金資産	968	退職給付引当金	237
支払承諾	591	睡眠預金払戻損失引当金	8
貸倒引当金	△ 1,775	偶発損失引当金	18
		再評価に係る繰延税金負債	184
		支払承諾	591
		負債の部合計	462,819
		(純資産の部)	
		資本	2,689
		資本剰余金	1,973
		資本準備金	1,973
		その他の資本剰余金	-
		利益剰余金	14,709
		利益準備金	716
		その他利益剰余金	13,993
		別途積立金	5,509
		固定資産圧縮積立金	128
		繰越利益剰余金	8,356
		株主資本合計	19,372
		その他有価証券評価差額金	△ 176
		土地再評価差額金	271
		評価・換算差額等合計	94
		純資産の部合計	19,467
資産の部合計	482,286	負債及び純資産の部合計	482,286

中間損益計算書

(平成 28年 4月 1日
平成 28年 9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		4,691
資金運用収益	4,029	
(うち貸出金利息)	(3,722)	
(うち有価証券利息配当金)	(286)	
役務取引等収益	382	
その他業務収益	46	
その他経常収益	232	
経 常 費 用		4,275
資金調達費用	381	
(うち預金利息)	(332)	
役務取引等費用	239	
その他業務費用	0	
営業経費	3,350	
その他経常費用	305	
経 常 利 益		415
特 別 利 益		-
特 別 損 失		45
税引前中間純利益		369
法人税、住民税及び事業税		68
法人税等調整額		83
法人税等合計		151
中 間 純 利 益		217

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(会計方針の変更)

その他有価証券の評価については、従来、中間決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法によっておりましたが、組織再編に伴い、グループ内で会計方針の統一を図るため、当中間期から、中間決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されております。

この結果による当中間期の期首への影響額は僅少であります。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～39年

そ の 他 5年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース

期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,254百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
--------	---

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理
----------	---

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

当行では、貸出金から生じる金利リスクを、金利スワップ取引を用いてリスク管理しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を充たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の評価に代えております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

従来、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっておりましたが、組織再編に伴い、グループ内で会計方針の統一を図るため、当中間期から、税抜方式に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されております。

この結果、当中間期の期首において、建物、その他の有形固定資産、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、繰越利益剰余金がそれぞれ 45 百万円、23 百万円、223 百万円、2 百万円、203 百万円減少し、繰延税金資産が 89 百万円増加しております。

当中間期の期首の純資産に影響額が反映されたことより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金及び純資産合計額の期首残高は 203 百万円減少しております。

(会計方針の変更)

(「平成 28 年度税制改正にかかる減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間期に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ 2 百万円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月

28日)を当中間期から適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 10百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は124百万円、延滞債権額は4,983百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は138百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,116百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,362百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は217百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,737百万円

担保資産に対応する債務

その他負債 21,500百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券3,103百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金252百万円が含まれております。

8. ①貸付金に係るコミットメントライン契約および②当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を

貸付けることを約する契約であります。そのうち①に係る融資未実行残高は、1,630百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,280百万円あります。

また、②に係る融資未実行残高は7,471百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,154百万円あります。

なおこれらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 3,114百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金2,400百万円が含まれております。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	152百万円
株式等売却益	33百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

株式等売却損	187百万円
株式等償却	108百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当中間会計期間 増 加 株 式 数	当中間会計期間 減 少 株 式 数	当中間会計期間末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	

(有価証券関係)

有価証券とは、中間貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」であります。

1. 満期保有目的の債券 (平成 28 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 28 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	10
合計	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (平成 28 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,642	978	664
	債券	30,662	30,566	96
	国債	9,053	9,017	35
	地方債	20,300	20,242	57
	社債	1,308	1,305	3
	その他	1,815	1,711	104
	小計	34,120	33,256	864
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	2,329	2,750	△420
	債券	29	30	△0
	国債	—	—	—
	地方債	29	30	△0
	社債	0	0	—
	その他	4,239	4,956	△717
	小計	6,598	7,737	△1,138
合計		40,719	40,993	△273

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	307
その他	242
合計	549

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難のものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、104百万円(全額株式に該当するもの)であります。また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が帳簿価額に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄は時価の回復可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	744百万円
減価償却費	294
有価証券償却	49
その他有価証券評価差額金	97
その他	190

繰延税金資産小計 1,375

評価性引当額 Δ 271

繰延税金資産合計 1,104

繰延税金負債

前払年金費用	Δ 66
固定資産圧縮積立金	Δ 56
その他	Δ 13

繰延税金負債合計 Δ 136

繰延税金資産の純額 968百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 803円23銭

1株当たりの中間純利益金額 8円99銭

中間連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	59,058	預 金	435,769
有価証券	41,269	借 用 金	23,900
貸出金	374,594	その他負債	1,874
その他資産	560	賞与引当金	210
有形固定資産	2,761	役員賞与引当金	8
無形固定資産	3,794	退職給付に係る負債	269
退職給付に係る資産	231	睡眠預金払戻損失引当金	8
繰延税金資産	1,045	偶発損失引当金	18
支払承諾見返	591	再評価に係る繰延税金負債	184
貸倒引当金	△ 1,775	支 払 承 諾	591
		負債の部合計	462,834
		(純資産の部)	
		資 本 金	2,689
		資本剰余金	1,973
		利益剰余金	14,715
		株主資本合計	19,377
		その他有価証券評価差額金	△ 176
		土地再評価差額金	271
		退職給付に係る調整累計額	△ 176
		その他の包括利益累計額合計	△ 82
		純資産の部合計	19,295
資産の部合計	482,130	負債及び純資産の部合計	482,130

中間連結損益計算書

(平成 28年 4月 1日から
平成 28年 9月 30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,692
資金運用収益	4,029
(うち貸出金利息)	(3,722)
(うち有価証券利息配当金)	(286)
役員取引等収益	385
特定取引収益	-
その他業務収益	46
その他経常収益	230
経常費用	4,276
資金調達費用	381
(うち預金利息)	(332)
役員取引等費用	239
特定取引費用	-
その他業務費用	0
営業経費用	3,350
その他経常費用	305
経常利益	416
特別利益	-
特別損失	45
税金等調整前中間純利益	370
法人税、住民税及び事業税	68
法人税等調整額	83
法人税等合計	151
中間純利益	218
非支配株主に帰属する中間純利益	-
親会社株主に帰属する中間純利益	218

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却
原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるもの
については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価
差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されて
いる有価証券の評価は、時価法により行っております。

(会計方針の変更)

その他有価証券の評価については、従来、中間決算期末月 1 カ月の市場価格等の平均に基づ
く時価法によっておりましたが、組織再編に伴い、グループ内で会計方針の統一を図るため、当
中間連結会計期間から、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されております。

この結果による当中間連結会計期間への影響額は僅少であります。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物
附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物につい
ては定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7 年～39 年
そ の 他	5 年～15 年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定
率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについ
ては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（10 年以内）に基づいて償却して

おります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,254百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金から生じる金利リスクを、金利スワップ取引を用いてリスク管理しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を充たす金利スワップにつきましては、特例処理を採用しております。

ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の評価に代えております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計方針の変更)

資金の範囲については、従来、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」としておりましたが、組織再編に伴い、グループ内で会計方針の統一を図るため、当中間連結会計期間より、「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金に変更しております。

この結果、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の期首残高は1,155百万円減少しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

従来、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっておりましたが、組織再編に伴い、グループ内で会計方針の統一を図るため、当中間連結会計期間から、税抜方式に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されております。

この結果、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表は有形固定資産、無形固定資産及び

繰越利益剰余金がそれぞれ 68 百万円、225 百万円、203 百万円減少し、繰延税金資産が 89 百万円増加しております。

当中間連結会計期間の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 203 百万円減少しております。

会計方針の変更

（「平成 28 年度税制改正にかかる減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ 2 百万円増加しております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当中間連結会計期間から適用しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額（連結子会社の株式を除く） 一百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 124 百万円、延滞債権額は 4,983 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 138 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,116 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,362百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は217百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,737百万円

担保資産に対応する債務

その他負債 21,500百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券3,103百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金252百万円が含まれております。

8. ①貸付金に係るコミットメントライン契約および②当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。そのうち①に係る融資未実行残高は、1,630百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,280百万円あります。

また、②に係る融資未実行残高は7,471百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,154百万円あります。

なおこれらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出

10. 有形固定資産の減価償却累計額 3,116百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金 2,400 百万円が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	152 百万円
株式等売却益	33 百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

株式等売却損	187 百万円
株式等償却	108 百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	24,236	—	—	24,236	
合計	24,236	—	—	24,236	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	72 百万円	3 円 00 銭	平成28年3月31日	平成28年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年11月14日 取締役会	普通株式	45百万円	1円86銭	平成28年9月30日	平成28年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金預け金勘定	59,058
日銀以外の預け金	△2,373
現金及び現金同等物	56,685

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含んでおりません（注 2）参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額①	時 価②	差 額 (②-①)
(1) 現金預け金	59,058	59,058	—
(2) 有価証券	40,719	40,719	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	40,719	40,719	—
(3) 貸出金	374,594		
貸倒引当金（※1）	△1,775		
	372,818	373,574	756
資産計	472,596	473,352	756
(1) 預金	435,769	435,940	171
(2) 借入金	23,900	23,900	0
負債計	459,669	459,841	172
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24)	(24)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(24)	(24)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金は時価評価日現在、保有しておりません。

(2) 有価証券

株式・上場投信については取引所の価格、私募投信については、取引相手の金融機関等から掲示された価格、債券については取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行った上

で、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の明細ごとに、元利金の合計額を残存期間に対応する市場金利に信用コストを上乗せした割引率で割り引いて時価を算出しておりますが、保証協会の保証がついたものについては、信用リスクを考慮せず、市場金利のみを用いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、デリバティブ取引に係る金利関連取引(金利スワップ)については、特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている貸出金と一体で処理されているため、その時価は貸出金に含めて記載しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものについては、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当行グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借入金について、一定に期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

当行グループが行っているデリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)のみであり、時価については、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を使用しております。なお、一部の金利スワップは特例処理を適用しており、ヘッジ対象とされている貸出金と一体で処理されているため、その時価は貸出金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式(※1)(※2)	307
その他(※1)	242
合計	549

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行っておりません。

(有価証券関係)

有価証券とは、中間連結貸借対照表の「有価証券」であります。

1. 満期保有目的の債券 (平成28年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

2. その他有価証券（平成 28 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,642	978	664
	債券	30,662	30,566	96
	国債	9,053	9,017	35
	地方債	20,300	20,242	57
	社債	1,308	1,305	3
	その他	1,815	1,711	104
	小計	34,120	33,256	864
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,329	2,750	△420
	債券	29	30	△0
	国債	—	—	—
	地方債	29	30	△0
	社債	0	0	—
	その他	4,239	4,956	△717
	小計	6,598	7,737	△1,138
合計		40,719	40,993	△273

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
株式	307
その他	242
合計	549

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、104 百万円（すべて株式に該当するもの）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が帳簿価額に比べて 50%以上下落した銘柄についてはすべて減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した銘柄は時価の回復可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	744 百万円
減価償却費	294
有価証券償却	49
その他有価証券評価差額金	97
その他	202

繰延税金資産小計 1,387

評価性引当額 Δ 271

繰延税金資産合計 1,116

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	Δ 56
その他	Δ 13

繰延税金負債合計 Δ 70

繰延税金資産の純額 1,045 百万円

(1 株当たり情報)

		当中間連結会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	円	796 円 16 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	円	9 円 00 銭

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間末 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額		
純資産の部の合計額	百万円	19,295
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	19,295
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	24,236

(注3) 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	218
普通株式に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中 間純利益	百万円	218
普通株式の期中平均株式数	千株	24,236